



落書きは犯罪です！

刑法・軽犯罪法・器物破損罪・侮辱罪・名誉棄損罪に抵触

今年の6月、生山駅の男子トイレの個室内で「落書き」が見つかりました。特定の個人や集団について書いてあるものではなく、また、誹謗中傷するような内容ではありませんでしたが、その文面が差別表現を彷彿とさせるため、「差別落書き」事象と判断しました。

想像してみてください。もし、悪意ある落書きに自分の名前や自分の家族の名前が書かれてあったとしたら…。当然、傷つきますよね。「差別落書き」は、心を深く傷つけ、精神的な苦痛を与えます。それによって、最悪の場合、自らの命を絶つこともあるかもしれません。そうになると、落書きを

した人は間接的に重大な関わりがあるとと言えるかもしれません。

また、落書きが消えないなどといった状況によっては、器物破損罪に該当することもあります。特定の個人名が公共の目に触れることで、名誉棄損や侮辱罪に抵触する場合があります。

【差別落書きを許さない】

このたびの事象は、不特定多数の方が利用される駅のトイレであったことから、落書きをした人が、町内の人なのか町外の人なのかを特定することは困難です。しかし、町内で起こったことは事実です。「差別落書き」は、許すことのできない人権侵害です。町では、これまでも落書きを「しない」「させない」「許さない」といった取り組みをしています。差別を見逃さず、すべての人の人権が守られる町をつくるため、町民のみなさん一人ひとりのご理解とご協力が必要です。落書きを見かけたら、すぐに施設管理者や人権センターまでご連絡ください。



第3回ふれあい人権講座

「更生保護」

立ち直りを支えるしくみ

■講師 光畑学さん

広報にちなん6月号で、刑を終えた人の人権として「更生保護制度」について掲載しました。6月13日に開催した第3回ふれあい人権講座では、鳥取保護観察所米子駐在官事務所から講師をお招きしました。

非行や罪を犯した人が、日常生活の中で更生できるよう指導や援助等（更生保護）を職務として行っている講師から、更生保護の目的や内容について具体的に学びました。

【お知らせ】

部落解放月間

■期間 7月10日～8月9日

部落解放月間は、同和問題（部落差別）の早期解決を目指して鳥取県により昭和45年に制定されました。県内各自治体において、講演会や研修会など様々な啓発活動が行われます。

本町では、第4回ふれあい人権講座で「アンコンシヤス・バイアス（無意識の思い込み・偏見）」として、7月11日に講演会を行いました。この講演の様子は、広報にちなん9月号でお伝えする予定です。

第5回ふれあい人権講座

「教科書に見られる

部落史の変遷」

■日時 8月8日（火）

午後6時から

■会場 人権センター

■講師 伊田哲朗さん

多くの方の受講をお待ちしています。どなたでも受講できます。

8月の人権・行政相談所

■日時 8月18日（金）

午前9時～正午

■会場 子育て支援センター

（道の駅にちなん日野川の郷向かい）人権や行政の仕事に関する相談を人権擁護委員・行政相談委員がお受けします。予約は不要です。で、お気軽にご相談ください。

